

新旧対照表  
【第十二号様式】 築造計画概要書

(新)	(旧)	備考欄
築造計画概要書（第二面）	築造計画概要書（第二面）	
付近見取図	付近見取図	
配置図	配置図	
<p>(注意)</p> <p>1. 第一面関係</p> <p>① これは第十一号様式の第二面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「築造計画概要書（第一面）」と明示してください。</p> <p>② 4 欄は、工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。</p> <p>2. 第二面関係</p> <p>① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。</p> <p>② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。</p>	<p>(注意)</p> <p>1. 第一面関係</p> <p>① これは第十一号様式の第二面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「築造計画概要書（第一面）」と明示してください。</p> <p>② 4 欄は、工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。</p> <p>2. 第二面関係</p> <p>① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。</p> <p>② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。</p>	<p>施行令 第138条第3項</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>施行令 第138条第4項</p>